

セーフティネット保証4号・5号

創業して間もない方の認定方法について

1 セーフティネット保証4号

(1) 対象となる方

- ①業歴3か月以上1年1か月未満の事業者
- ②業容拡大等により、売上高等の前年等比較では認定が困難な事業者

(比較困難な例)

- ・前年等以降、店舗や工場、支店等の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等の設備投資などで企業が成長している場合
- ・前年等以降、取引先拡大や新分野進出による業務の拡大、従業員数の増加などにより企業が成長している場合
- ・事業開始後、施設の建設等が長期にわたるなどで前年は売上がたっていないため、前年との比較ができないが、創業後1年1か月以上経過している場合

(2) 認定基準

A 災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合

最近1か月(※)の売上高等が、災害発生直前の平均売上高等(原則として災害発生直前3か月間の平均とする)と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、災害発生直前の3か月間の売上高等と比較して、20%以上減少することが見込まれること。

B 災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合

最近1か月(※)の売上高等が、最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、最近1か月を含む最近3か月間の売上高等と比較して、20%以上減少することが見込まれること。

2 セーフティネット保証5号

(1) 対象となる方

- ①業歴3か月以上1年3か月未満の事業者
- ②事業開始後、施設の建設等が長期にわたるなどで前年は売上がたっていないため、前年との比較ができないが、創業後1年3か月以上経過している場合

(2) 認定基準

最近1か月(※)の売上高等が、最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、5%以上減少していること。

※「最近1か月」の売上高等と各比較対象期間との比較が適当でない場合は、最近の月平均売上高(2か月から最大6か月まで)と、各比較対象期間との比較を行うこともできます。